

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県富山市上滝四五二番地、最後の住所富山県富山市中川原五番地四 住宅型有料老人ホームOrchid中川原 被相続人 亡 尾山 清一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月三十一日

富山県富山市堀端町一番二二号 富山中央法律事務所 相続財産清算人 弁護士 片口 浩子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県佐久市鳴瀬二九九五番地二、最後の住所長野県佐久市長土呂一八八番地七 被相続人 亡 関根 翔太

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月三十一日

長野県小諸市本町三丁目二番二五号 菱屋本町ビル三〇三 相続財産清算人 司法書士 掛川 哲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県瀬戸市窯神町一一一番地、最後の住所愛知県瀬戸市品野町三丁目一四五番地の二〇 被相続人 亡 柴田 豊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月三十一日

愛知県名古屋市中区錦二丁目一九番一号 名古屋鴻池ビル九階 弁護士法人すばる 相続財産清算人 弁護士 杉本 健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊田市美里二丁目二番地一一、最後の住所愛知県豊田市美里二丁目二番地一一アルコープ渋谷二〇三号 被相続人 亡 藤原 一樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月三十一日

愛知県名古屋市中村区乾出町二丁目七番地 正和ビル二階 なかむら公園前法律事務所 相続財産清算人 弁護士 大久保 智

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県明石市樽屋町二五番地、最後の住所兵庫県西宮市田近野町七番三二二号 尼崎武庫川園リープ・フルーリー 被相続人 亡 伊藤 立子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月三十一日

兵庫県西宮市羽衣町一〇番二二号 S I F L A T 二階 安藤・梅田法律事務所 相続財産清算人 弁護士 安藤 秀昌

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県尼崎市東難波町三丁目二二三番地、最後の住所兵庫県西宮市鳴尾町一丁目一二番一四号中田文化東棟二〇二二二 被相続人 亡 石田 正之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月三十一日

兵庫県芦屋市大原町五一四竹内ビル二〇四号 兵庫県芦屋市大原町五 相続財産清算人 弁護士 小倉 清嗣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県美作市栄町一七二番地一一、最後の住所本籍に同じ 被相続人 亡 土居 成敏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月三十一日

事務所岡山市北区表町一一五一岡山シンフォニービル一階おかやま丸の内法律事務所 相続財産清算人 弁護士 小寺 立名

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県新見市新見九〇〇番地、最後の住所岡山県倉敷市鶴形一丁目一三番三二二号 被相続人 亡 梅村 孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月三十一日

岡山県倉敷市児島駅前一一五五一五 C I T I Oビル二階児島総合法律事務所 相続財産清算人 弁護士 齋藤まど香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県倉敷市児島柳田町二五六七番地九、最後の住所本籍に同じ 被相続人 亡 土倉 賢一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月三十一日

岡山県倉敷市児島下の町四丁目一〇番八号 相続財産清算人 司法書士 浮田 佳孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県善通寺市下吉田町八七番地、最後の住所香川県善通寺市下吉田町八七番地 被相続人 亡 藤田 邦年

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月三十一日

香川県三豊市高瀬町下勝間五〇五番地三 相続財産清算人 司法書士 稲田 洋平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県長崎市向町一七五七番地、最後の住所長崎県長崎市向町一七五七番地 被相続人 亡 吉川スミエ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月三十一日

長崎県長崎市夫婦川町一二番三〇号 相続財産清算人 司法書士 澤谷 修造

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県宮崎市江平東二丁目一三番地一、最後の住所宮崎県宮崎市宮田町一〇番二二号 被相続人 亡 飯干 啓光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月三十一日

宮崎県宮崎市旭一丁目八番一九号楠並木ビル五階 安田法律事務所 相続財産清算人 弁護士 安田 文彦

所有権不明土地管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、次のとおり供託しました。

対象土地 岡山県津山市神戸字構三三九番

供託所 岡山地方裁判所津山支部

供託番号 令和八年度金第一一七号

供託金額 一二万七千四百三十三円

裁判所 岡山地方裁判所津山支部

事件名 所有権不明土地管理命令申立事件

事件番号 令和七年(チ)第一号

令和八年八月三十一日

岡山市北区丸の内二丁目一二番二〇号小森司法書士事務所 所有権不明土地管理人 司法書士 小森 晶寛

第40期決算公告

2026年8月31日

山形県東村山郡中山町大字岡834-5

株式会社山形セルトップ 哲

代表取締役社長 武田 哲

貸借対照表の要旨(2026年5月31日現在)

科 目		金 額(百万円)
資産部	流動資産	344
	固定資産	48
	合 計	393
負債純資産及び部	流動負債	83
	固定負債	20
	資本剰余金	289
	利益剰余金	50
	準備金	239
	その他利益剰余金	8
	利益剰余金	231
	うち当期純利益	(19)
	合 計	393